

令和元年瑞穂町教育委員会第11回定例会 会議録

令和元年11月28日瑞穂町教育委員会第11回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 村上 豊子 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・教育課長 友野 裕之 君・指導課長 小熊 克也 君
指導課統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長 業務報告

日程第3 議案第34号 令和年度一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について

日程第4 協議事項1 令和2年度一般会計教育費予算の編成について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年瑞穂町教育委員会第11回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、4番、関谷委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。

お手元に配付してあります資料のとおりでございます。

今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第34号、令和年度一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について、教育部長より提案理由の説明をお願いします。

教育部長 議案第34号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和元年度一般会計補正予算（第4号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので本案を提出するものです。詳細について説明いたします。1枚おめくりください。

まず、歳入です。科目名称と増額理由を説明いたします。

ナンバー1、「公立学校施設防災機能強化支援事業補助金」は、瑞中ブロック塀等改修工事に対する補助金を新たに予算計上します。ナンバー2、「公立学校特別支援教室整備費補助金」は、令和2年4月に中学校特別支援教

室を開設するに伴い、教室整備及び備品購入に対する補助金を新たに予算計上します。

裏面をご覧ください。

このページから歳出です。科目名称と理由を説明しますが、契約差金、実績に伴う減額についての説明は省略します。ナンバー1、「羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金」は、羽村市、瑞穂町の今年度の負担割合が確定したことから減額補正します。ナンバー4、「修繕料」は、三小の給食配膳室及び体育館倉庫漏水修繕他の修繕費を増額補正します。ナンバー7、「三小正門改修工事」は、三小正門門柱等の改修工事費を新たに予算計上します。ナンバー8、「五小消耗品費」は、児童数の増により増額補正します。ナンバー9、「修繕料」は、小学校の校務用パソコンの修繕費を増額補正します。

ナンバー10、「修繕料」は、第二中学校の手摺取付改修と中学校特別支援教室開設に伴う修繕費等を増額補正します。ナンバー13、「瑞中ブロック塀等改修工事」は、瑞中西側ブロック塀及び門柱の改修工事費を新たに予算計上します。ナンバー14、「瑞中雨水排水等改修工事」は、瑞中の雨水排水施設等の改修工事費を新たに予算計上します。ナンバー15、「瑞中管理用備品」は、特別支援教室開設に伴う備品を購入するため増額補正します。

ナンバー16、「二中管理用備品」は、特別支援教室開設に伴う備品を購入するため増額補正します。ナンバー17、「修繕料」は、瑞中公務用パソコン、楽器の修繕費を増額補正します。ナンバー18、「嘱託員報酬」は、最低賃金改定に伴い3人分の報酬を増額補正します。(社会教育課)ナンバー19、「青少年の主張応募者商品」は、応募者の増に伴い増額補正します。ナンバー22、「嘱託員報酬」は、最低賃金改定に伴い15人分の報酬を増額補正します。

ナンバー24、「修繕料」は、スカイホールの舞台装置ブレーカーの修繕費を増額補正します。ナンバー25、「競技場及びジュンサイ池公園整備作業等委託料」は、高木剪定等に伴い増額補正します。ナンバー26、「町営グラウンドブランコ等撤去工事」は、危険性のあるブランコの撤去工事に伴う工事費を新たに予算計上します。説

明は以上です。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 ナンバー 8、「五小消耗品費」の増額について、詳しく教えてください。

教育課長 こちらは、印刷に関わるコピー用紙やトナーインクの増加分になります。要因としては、五小は昨年度比較で、児童数が 20 名程度増えていることによるものです。

村上委員 必要以上のもので無駄があるというわけではないのですね。

教育課長 不足分についての補充となります。

関谷委員 ナンバー 26、「町営グラウンドブランコ等撤去工事」について、危険性があり撤去するということですが、その後、新たに設置する予定の有無について、説明をお願いします。

社会教育課長 こちらは町営グラウンドの新青梅街道側に設置されているブランコになります。既にぶら下がり部については撤去済みになっています。残っている支柱と周りの安全柵を撤去する内容になります。撤去後は、駐車場として利用していく予定です。

関谷委員 全般的に公園にある危険な遊具は撤去される流れがあります。その後、なくなったままになり、子どもたちが遊ぶ場所がなくなっていく傾向があります。ここは駐車場としての跡利用がわかりましたが、全体的に撤去するだけではと思い発言させていただきました。

鳥海教育長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第 34 号に対する討論を行います。討論ございませんでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第 34 号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認め、議案第34号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長
教育部長

日程第4、協議事項1、令和2年度一般会計教育費予算の編成について、教育部長より説明を求めます。

協議項目1については、令和2年度一般会計教育費予算を編成する必要があるため、協議させていただくものです。1枚おめくりください。

この資料は、11月1日に町から示された「令和2年度予算編成方針の写し」です。概要について説明させていただきます。

「1 はじめに」とありますが、この項目では令和2年度の町の予算に対する方針がまとめられています。下から4行目になります。方針のまとめとして、「超少子高齢社会の進展に対応する各種施策、地域の特色を考慮した地域オーダーメイドの実現などを視野に入れ、今進めるべきことを見極めるとともに、効率的で実効性の高い施策を構築することを基本として、令和2年度の予算編成に当たることを指示します。」とされています。

1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください2として、「国の経済の動き」、3として「国・東京都の予算編成の動き」が記されています。4として「瑞穂町新年度予算に反映させるべき重点事項」では、特に重点を置く施策が6項目、示されています。教育委員会関連項目は、まる2ですが、「図書館本体及び各種附属設備の老朽化等に対応するため改修工事に着手」と記されています。

3ページになります。5として「令和2年度予算編成に向けた基本的視点」が示されています。この3ページ以降が予算編成方針の具体的な内容になりますが、教育委員会に関連した、歳出予算について説明いたします。なお、説明は、今回、新たに加わった言葉や項目のみとさせていただきます。

恐れ入ります、7ページをご覧ください。ページの下にある、ローマ数字 3 豊かな心を育むまち をご覧ください。ローマ数字で記された項目は、町の第4次長期総合計画での事業区分となります。

初めに（１）です。「児童・生徒の学力向上施策を見直し、新たな展開を図るため、教職員の授業力向上に努め、民間の力を活用し、学力向上に向けた授業改善に取り組むこと。」が新たに加わりました。次に（２）です。２行目後段、児童・生徒以降の「及び瑞穂の未来を創る児童・生徒」、この言葉が新たに加わりました。

８ページをご覧ください。次に（３）です。３行目「また」以降の「フューチャースクール（補習教室）の発展的改善策として、（仮称）地域学校協働本部を設置し、この運営による放課後補習教室において家庭学習を学校で取り組ませる環境づくりを行い、児童・生徒の学力定着を図ること。」、この言葉が新たに加わりました。次に（４）です。１行目、「また」以降の「令和元年度に整備が完了する中学校を含め、全小・中学校に配置している特別支援教室を効果的に運用すること。」、この言葉が新たに加わりました。次に（７）です。「全小・中学校施設の長寿命化を効率的かつ計画的に実施するため、長寿命化個別計画を策定すること。」が新たな項目として加わりました。

次に、ローマ数字の４ 一人ひとりが生涯輝けるまち に区分された事業です。（２）です。２行目最後「推進事業」以降の「推進事業については令和元年度に引き続き瑞穂ふるさと大学等を実施し、瑞穂町の魅力を伝える事業を推進すること。」、この言葉が新たに加わりました。次に（３）です。３行目「また」以降の『町民体育祭については、「町民体育祭在り方検討会」から令和元年度に受けた提言を踏まえ、引き続き事業の実施を検討すること。』、この言葉が新たに加わりました。

「令和元年度に受けた提言を踏まえ」とありますが、この部分が昨年は「検討結果を踏まえ」という表現でした。次に（４）です。２行目「また」以降の「図書館利用者に安全で快適な利用環境を提供するため、令和元年度に着手している瑞穂町図書館改修工事基本計画を策定し、基本設計及び実施設計を実施すること。その上で改修工事に着手すること。」この言葉が新たに加わりました。

8ページをお開きください。真ん中あたりの、ローマ数字の6 人がつながるあたたかいまち に区分された事業です。(3)です。モーガンヒル市との姉妹都市交流についてです。令和2年度はモーガンヒル市から中学生を受け入れる年であることから言葉が一部、修正されました。

以上が令和2年度予算編成方針の概要ですが、現在、この方針の趣旨を踏まえ予算編成を行っています。説明は以上です。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより協議いたします。ご意見またはご質問はございませんでしょうか。

村上委員 8ページに「ICT機器を活用した教育活動を実施するため」とありますが、昨日の新聞報道で、国がICT教育を推進していく内容が掲載されていました。計画を進めるにあたり国の後押しがあれば、速やかに対応していただきたいと思います。

教育課長 新聞記事については承知しております。タブレット端末を一人一台にするなどの内容でした。こちらの編成方針自体は11月1日時点ですので、今回の記事内容は踏まえていないものになります。支援状況についての詳細は分かっていない状況もあり注視していきます。国の動向を検証し現計画と照らし合わせていくなど、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

鳥海教育長 補足させていただきますと、ある新聞の一面に大きく掲載されていました。他の新聞には掲載されていないところから、スクープ的に取り沙汰されたものと推察されます。こういった大きな事案については制度設計がされるわけです。記事どおりに制度設計がなされるかどうかは、十分に注視していかなければならないものです。今まで三人に一台の整備を国が掲げてきましたので、町でも同内容の計画を推し進めてきたところですが、端末だけを購入すれば良いという訳ではなく、LAN回線などを含めた環境整備も必要になってきます。

補助率なども示されていない状況であり、今すぐこの方針に乗っかるというところまではいっていません。

例として、体育館に冷房を設置する施策が急きょ持ち上げられましたけれども、実際にはすぐに手を出せる内容

ではなかったのが現実でした。そのようなこともありますので、注視しながら、有利になるようでしたら活用していきます。まだ、この施策が言われたという事で捉えています。昨日、内部でも喧々諤々と話し合ったことを付け加えておきます。

教育課長 今後、研究授業もあります。機材だけ揃っても先生方が使いこなせなければ、と思いますので、そちらの指導もよろしくをお願いします。

鳥海教育長 これからICT教育が進んでいくことは間違いないことだと思っています。それを使いこなせるよう教員の資質向上に向け指導することも必須条件になります。

関谷委員 先日行われた、図書館リニューアルに関するワークショップがあり、その冒頭で設計変更が生じる旨の内容が、部長・館長から丁寧になされました。ただ、もっと早くにわかって然るべきではなかったのか、今回の方針が出る前に、日陰の問題や建築基準法の問題で3階建てには出来ない内容を把握できてたのではないか。住民の一人として思うところです。

手順として、こういった方針が出る前に分からなければいけないことだったのでは。この前の説明で、いろいろやりとりをしたけれども、3階にはできなかったとの説明でした。もう一押しは出来ないのだろうかと考えました。手続き・手順としては、大変残念であったと思います。

視聴覚室の取り扱いについても、いつかは整理しなければいけないものだと思います。図書館を大事にする気持ちがあるがゆえに、悔しい思いがあります。

図書館長 これ以上協議することはできないでしょうかという点ですが、その協議を特定行政庁（東京都）及び建築主事と今日まで重ねてきました。許可を受けて既存の建物があるわけで、必ず光はあるものとして、設計士の知恵を刈ながらいろんな角度で、東京都建築指導事務所をはじめ関係機関と協議をしてきました。耐震の問題ですとか社会情勢の諸々の変化があり、建築基準における東京都の裁量も厳しくなってきました、今回のについては、どう

しても認められないとの話になりました。粘り強く折衝してきましたが、どこかで線を引かなければならないこともあり、担当としては今回の内容で結論を出すことにしました。

中学校側の一部を使用していた事実が判明したのが7月の終わりごろ、中学校の一部を使用した状況で既存の建物が実際あるわけですから、リニューアル後の3階建てについて、いくつか手法があるのではと東京都からもいくつか提示されました。その中で最も有力な手法として、図書館と学校を一体化した敷地としてみなすものがありました。時期としては、第1回目、第2回目のワークショップの頃になります。

東京都としても稀に見ない事例であり、いろいろな課題が出されてきました。10月に入り、前述の手法では学校と図書館の運営に関することやその他リスクも高いことから、現在の図書館の敷地内で可能な限りの改修を行う方向性になりました。具体的には、3階部分は削り、建築法規を満たす増築をして、今の図書館機能を保持していくことになりました。

10月21日に議会の全員協議会で報告し、10月の教育委員会事務連絡会内でご説明しました。もちろん、住民の方へも説明は必要になりますので、直近のワークショップの冒頭で説明させていただいた流れになります。

関谷委員

現行の図書館が昭和48年ごろつくられて、そこから10年近く経過し視聴覚室部分が増築された。その時点で日陰問題などはクリアされていたのでしょうか。

図書館長

まず、昭和52年に3階の郷土資料館が増築されました。その時点では、現在の日陰の制度はありませんでした。その後、昭和58年に視聴覚室がある新棟が増築され、現在の形になっています。昭和58年の時点で現制度はなかったのかという点ですが、現制度はありました。また、建築確認もと増築されています。なぜ、その時点で許可が下りたのに、今はだめなのかについては、特定行政庁（東京都）及び建築主事の裁量が変わってきたことが要因になります。決して、許可なしに建築されたということではありません。

関谷委員

その時に、中学校側まで架空の敷地として建てられたことが、なぜその当時許されて、今現在は許されないの

かという疑問があります。

図書館長 特定行政庁（東京都）及び建築主事の言葉をそのままお伝えする形になりますが、「当時と現在の許可側の裁量の違いになります」との説明を受けました。

関谷委員 「玉虫色」という言葉があります。利用者側に立った裁量、言い換えれば振り幅がなくなってきたということでしょうか。

図書館長 例えるならば、一般の住宅で、実家の敷地内に息子が家を建てる際に敷地を一体化で使うことがあります。そういった場合も、今は厳しくなっている現状です。規模が大きかろうが小さかろうが、それが公共施設であろうが個人の住宅であろうが、一緒の状況です。例え過去に認められていた場合であっても、裁量（振り幅）はありませんとの回答です。

関谷委員 今ある3階建ての図書館を活用して、中身で改善していけば良いのではとの意見もあるわけですが、耐震上、躯体が持たないなどの理由があれば別ですけど。

図書館長 改修しなければいけない理由の中に、全館空調の老朽化により機能が失われていることが挙げられます。今現在、学校などで使わなくなった空調機を要所要所に配置し、暫定的に凌いでいる状況にあります。夏場は適温が確保されませんので、別途扇風機を配置しています。それでも適温までにはいかず、昨年夏場に、館内で熱中症の方が出てしまい、予備費でエアコンを一つ設置した状況にあります。

また、冬場についても暖まりきりませんので、家庭用の石油ファンヒーターを通路等におきながら、何とか凌いでいますが、こちらも適温を満たさず、上着を着たまま本を読んでいる状況もあります。全館空調を回復することが第一にあります。

さらに、バリアフリーに関して、現在、書棚と書棚のスペースが基準値未満のところもあつたり、トイレの個室や入口部についても、車椅子利用者が一人では入れない状況にあります。

最後に、複数階の建物である以上、エレベーターの設置は必須事項になります。以上の改修を行うだけでも、現行の法律に基づいた建築確認申請は必要になります。

鳥海教育長 補足しますと、設備の面で手をつけなければならない状況になってきています。設備の改修だけでも建築確認は必要な時代になってきているのです。その際には現在の法律や規則に沿った手続き等が必要になってくるのです。特定行政庁などが規制するものについて、分かりやすいものでいえば、新耐震基準が昭和56年に変更しています。それ以前の建物は、基準的にもっと緩やかなものでした。新たに建てるものなどについては、新しい規制に基づくことになります。規制の変更に伴う行政の仕組みだと考えます。

鳥海教育長 ほかにご質問ないようですので、以上をもって協議を終結いたします。これより、お諮りします。協議事項1について原案どおり承認することにご異議はございませんでしょうか。
（「異議なし」の声）

鳥海教育長 異議なしと認め、協議事項1については、原案どおり承認されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これにて令和元年瑞穂町教育委員会第11回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時46分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員